

常総市コミュニティバス運行業務委託仕様書

本仕様書は、「常総市コミュニティバス運行業務委託（以下、「本業務」という。）」を実施するにあたって、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

常総市コミュニティバス運行業務委託

2 業務の趣旨・目的

常総市（以下「本市」という。）では、地域が抱える課題を解決するために、それぞれの公共交通の役割分担等を明確にするとともに、市民ニーズに対応した最適でわかりやすい地域公共交通網をまちづくり施策と連携して構築することが必要となっている背景から、常総市地域公共交通計画及び常総市コミュニティバス運行基本計画を策定した。これらの計画に位置づけた、地域特性に応じた持続可能な地域公共交通の再編事業を推進し、地域から拠点への接続を強化することを目的として、地域内移動に対応するコミュニティバスの運行の導入を予定している。

本業務は、コミュニティバスの運行並びにこれに付帯する運行管理及び運賃の徴収等を行うものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

4 基本条件

受託者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する事業者であること。

なお、本業務は常総市公共交通活性化協議会の議を経たものである。常総市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とは、道路運送法並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で定める、本市の公共交通政策を議論する機関であり、地域住民や利用者、交通事業者、警察・道路管理者、学識者、運輸支局、県などの委員から構成されており、市民ニーズやまちづくり施策との連携という観点から本業務委託に係る事項は協議会の議を経て決定するものとする。

5 運行開始日

令和6年4月を予定する。

6 運行委託路線

運行委託路線は、3路線以上とすること。なお、車両は3台以上とする。

なお、協議会における協議内容を確認すること。

※協議会のホームページ等を参照のこと。

7 業務委託の内容

(1) 運行ルート，バス停留所，ダイヤの設定

運行ルート，運行日，運行便数，運行時間帯については，別紙の「常総市コミュニティバス運行基本計画」を基本とすること。

なお，各路線の運行ルート，バス停留所，ダイヤは，利用状況等により，契約期間内での変更があるものとし，変更に向けた対応も受託者が行うこと。

①運行ルート

運行ルートについては，別紙の「常総市コミュニティバス運行基本計画」に基づき，発注者や道路管理者などの関係者との協議及び現地調査により，具体的な運行ルートを設定すること。その際，道路幅員などの状況を確認し，運行車両サイズで安全に運行できるルートを設定すること。

②運行日

年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く毎日運行とすること。

③バス停留所

バス停については，別紙の「常総市コミュニティバス運行基本計画」に基づき，最適なバス停留所の位置を検討し，発注者に提案し，協議すること。

受託者は，停留所設備（ポール，運行ダイヤ表示板）を運行開始までに設置し，運行開始後の維持管理を行うこと。

④ダイヤの設定

行政などの関係者との協議及び運行ルートの試験走行等を行い，ダイヤの設定及びバス停の停車時刻の精査を行うこと。

(2) 運行許可申請

運行開始に向けて，運行する計画路線の事業計画及び運行計画（※）の作成及び次の許可申請等を行うこと。発注者は必要な支援及び資料の提供を行う。

- ・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局（以下，「茨城運輸支局」という。）への運行許可申請
- ・バス停設置に伴う茨城県公安委員会への占用許可申請

※事業計画：路線又は営業区域，停留所の名称・位置・距離，営業所の名称・位置，営業所に配置する事業用自動車の数，自動車車庫の位置及び収容能力など

※運行計画：運行系統・ルート，運行回数，運行時刻など

(3) 運行車両の準備

運行車両は路線定期運行の各種基準に適合する仕様とし、乗車定員30人程度の車両とすること。

運行車両は受託者が確保し、受託者の所有車両またはリース車両とする。整備点検・修理時の代替車両を確保しておくこと。

運行車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細則を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）に定められた基準を満たしていること。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）による基準を満たしていること。基準を満たしていない場合は、茨城運輸支局に基準の適用除外申請を行う必要があり、これらの内容については、発注者と協議すること。

運行車両の整備機器については、使用車両の車内構造等を踏まえて、発注者と協議すること。

(4) 運行管理及び整備管理

運行管理者（有資格者）の選任及び配置を行い、乗務員に対して安全運転等の教習・指示を行うこと。

整備管理者の選任及び配置を行い、車両の適正な整備を行うこと。また、車両の車検等整備点検及び修繕については、受託者で対応すること。

(5) 運転業務

乗務員について、令和6年4月から適用される厚生労働省の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、運転業務に必要な乗務人員を確保し、運転業務体制（交番表）を作成すること。

乗務員は安全運転に努め、車両は常に良好な状態であるように清掃を行うこと。

事故発生時などの緊急時における連絡体制（事業者内の連絡及び市への連絡）を構築し、事故発生時は、被害・加害を問わず対応して解決に努めること。

事故発生による全ての費用は、受託者が負うこととする。

(6) 運賃徴収

1乗車200円を予定する。

なお、協議会の議を経て決定する。

利用者からの運賃は、一律運賃とする。ただし、小児は運賃半額、未就学児は保護者同伴につき、2人まで無料とする。

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証の所有者は運賃半額とする。

運行車両に、ICカード対応機能付き運賃箱を設置し、利用者から運賃を徴収すること。また釣銭を準備する。

(7) 運行・利用状況報告

路線別及び便別にバス停別の乗降者数を記録し、毎月、利用状況を整理した報告書を作成して、翌月の10日までに市に提出すること。

利用状況報告書は、電子データ（ExcelファイルもしくはCSVファイル）で提出することとし、様式は発注者が定めるものとする。

利用状況報告書の定期報告以外に、市がICカード利用実績などの運行状況や利用状況のデータ提出を求めた際は対応して提出すること。

(8) 協議会の運営支援

コミュニティバスの運行内容等について関係者と協議するため、協議会を開催（年3回程度を想定）する際の資料作成などの運営支援を行うこと。

(9) 打合せ協議

業務を円滑に進めるために、発注者との間で適時に十分な打合せ協議を行い、打合せ協議記録の作成を行うこと。

8 委託料

運行委託料は、乗務員人件費、労務管理費、燃料費、車両損料（整備点検・修繕費、車両減価償却費、保険料、税金等を含む）、諸経費等とし、該当路線に係る運賃収入を差し引いた費用を発注者が支払う。

運行許可申請に係る費用及び機器整備に係る費用は委託料に含む。

車内広告は、広告収入を得ることができるものとする。広告収入は当該路線の経常収益に含めることとする。

9 検査

本業務実施中、受託者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受託者が負担するものとする。

10 契約の解除

発注者は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

11 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは

他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

1 2 留意事項

- (1) 受託者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 協議会での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、料金など）を変更する場合がありますので、協議会で承認が得られた場合は対応すること。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面にて報告し、承認を得ること。
- (4) 業務の内容、方法等に疑義が生じた場合には、本市と受託者において協議すること。